

貨物軽自動車運送事業運賃料金表



ムササビ急便

1. 距離制運賃 ※税別

距離制運賃は、10km以内2,000円、それ以上は10kmを増すごとに2,000円とし、50kmを越えるものは5kmを増す毎に750円を加算する。(1km未満は四捨五入とする)

距離制運賃表(税別)

距離 (1km未満は四捨五入)	運賃
10km まで	2,000 円
20km まで	4,000 円
30km まで	6,000 円
40km まで	8,000 円
50km まで	10,000 円
以後 5km までを増すごとに	750 円加算

距離制運賃と時間制運賃 (下記) の使い分けについて

当社では、基本的に距離制運賃を採用させていただきますが、道路の渋滞が予想されたり、荷物の扱い作業に長時間を要する場合には、お客様との合意の上で、時間制運賃を適用する場合があります。

2. 時間制運賃 ※税別

時間制運賃表(税別)

基礎額	一時間	基礎走行キロ 10km迄 2,200円
	八時間一日	基礎走行キロ 80km 15,800円
加算額	一時間	基礎走行キロ 10kmを越える場合は、その超過した走行距離分として、上表の距離制運賃表に掲げてある金額を加算します。 基礎時間を越える場合は、1時間増す毎に2,200円 1時間未満の場合は30分増す毎に1,000円加算します。
	一日八時間	基礎走行キロ 80kmを越える場合は、その超過した走行距離分として、上表の距離制運賃表に掲げてある金額を加算します。 基礎時間を越える場合は、1日貸切(8時間)を1時間増す毎に2,000円、1時間未満の場合は30分増す毎に900円加算します。

3. 諸料金 ※税別

- (1) 車両留置料： 車両留置料は30分1,000円として加算します。
- (2) 荷扱労力費： 荷扱の積降し時間15分毎500円とします。
- (3) 地区割増料： 東京都特別区及び大阪市 870円
上記を除く政令指定都市 570円

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	1. レントゲン、機械電子計算精密機器 1個100万円以上のもの 2. 宮みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ等	1割以上臨時の約束による
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物鮮魚介類	2割
	2. 汚わい品	4割
	3. 貴重品、高価品等	5割以上臨時の約束による

(2) 特定日/深夜・早朝割増

内容	割増率
特定日：8月のお盆期間、年末年始期間、ゴールデンウィーク [令和5年度・令和6年度の特定日] お盆期間... 令和5年8月10日～16日 令和6年8月9日～17日 年末年始... 令和5年12月28日～令和6年1月3日 令和6年12月27日～令和7年1月3日 ゴールデンウィーク...令和6年4月29日～5日4日	2割増
深夜・早朝割増（午後10時～午前5時迄）	3割増
距離制運賃及び時間制運賃のみに適用。また特定日と深夜・早朝が重なった場合はいずれかの割増を適用する。	

(3) 冬季割増

地域	期間	割増率
A 地域（北海道）	自 11月16日 至 4月15日	2割増
B 地域（下記*）	自 12月 1日 至 3月31日	2割増

- * 青森、秋田、山形、新潟、長野、富山、石川、福井、鳥取、島根の各県全域
- * 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、滝沢市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡
- * 福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡
- * 岐阜県のうち、高山市、飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡

(4) 特大品割増

内容	割増率
1 個の長さが荷台の長さとその長さの 1 割を加えたもの、重量 1 0 0 Kg 又は容積 1 m ³ 以上のもの	3 割以上臨時の約束による

5. 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く。）

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

6. 運賃料金適用方法

- (1) 運賃料金は、使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。
- (2) 運賃は、運賃表に掲げてある金額（以下「基準運賃」という。）の上下それぞれ 10%の範囲内で計算します。
- (3) 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 10%の範囲内で計算します。
- (4) 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、100 円単位に切り上げるものとします。
- (5) 運送距離は、1 車 1 回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が 2 途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算します。
- (6) 2 種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- (7) 3 ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して 15%以内の割引率を適用することができます。
- (8) 往復輸送の場合は、復路及び復路の基準運賃について、それぞれ 20%以内の割引率を適用することができます。
- (9) 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
- (10) 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み 若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- (11) 貨物の発地又は着地が東京都特別区又は政令指定都市の場合は、所定の地区割増料を収受します。
- (12) 有料道路利用料、フェリー利用料、附帯作業等にかかる費用は、実費として収受します。

- (1 3) 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫 に帰着するまでとします。
- (1 4) この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によるものとします。